

# 坂本茂雄 県政かわら版

2009年  
春号  
NO. 25

<坂本茂雄県議会だより>  
■高知市丸ノ内1-2-20  
県議会内県民クラブ控室  
TEL 088-823-9523  
FAX 088-823-9063

県議会  
2月定例会

## 県民目線で「攻めとぬくもり」を 実感するための協働と注視を



県民クラブを代表して質問する  
坂本議員

### 雇用、産業振興、教育、福祉

### 生きる基盤の整備こそ

県議会2月定例会では、1999年度以来10年ぶりに前年度の予算規模を上回って、産業振興計画関連事業費約85億円などを計上した、4、186億円余りの09年度一般会計当初予算案や、86議案が原案通り可決されました。議員提出議案の県議の報酬を今年度に引き続いて新年度も減額するための条例案も可決されるなどして、閉会しました。

昨秋以来の未曾有の経済危機の中、本県には県民生活を守るため雇用対策を早急に進めること、「産業振興計画」を執行し、本県の経済体質の抜本的な強化を図ること、また、学力及び体力向上に向けてこどもたちと向き合う教育課題への対応や、中山間地域が多い本県の実情に即した「高知型福祉」の実現などの大きな課題に迅速に対応することが求めら

れてきました。提案された経済対策には「攻め」の姿勢を、教育や福祉には「ぬくもり」を大切にしたいという積極的な予算編成に対して、県民が真に「攻めとぬくもり」を感じる事ができるものかなどが慎重に議論されました。

また、新年度予算と一体的に編成された2月補正予算では、地域活性化・生活対策臨時交付金を活用して、126億円余りの事業を計上し、県民サービスの確保と県経済への配慮を行ったとされています。

積極的な予算の裏には、相応の財源が必要であり、将来にわたる安定的な財政運営を確保することにも努めなければなりません。歳出抑制と歳入確保により財源不足額を145億円余り圧縮するとともに、臨時財政対策債を除く県債残高も減少させるなど、将来的な財政再建にも一定の進

### 坂本議員は文化厚生委員会に所属

展を見せたと言われていますが、2013年度の財政的危機のピークが乗り越えられるのかが問われています。

坂本議員は、今定例会では、県民クラブの代表質問にたち、「知事の基本姿勢」「産業振興計画などに関連して」「県庁組織の再編成とアウトソーシングの在り方」「教育課題と子育て支援」「地震・防災対策など」「高知医療センターの経営改善など」「警察の信頼回復」などについて、執行部の考え方を質しました。概要は、2～4面に掲載してありますが、詳細議事録は、下記枠外のホームページからご覧下さい。

新年度は、文化厚生委員会に所属し、保健医療福祉・文化・生活の課題、危機管理の課題や大学改革の課題などに取り組みすることとなります。とりわけ、医療センターの経営改革も急を要する課題ですので、県・市病院企業団議会議員としての活動とあわせて「県政かわら版」やホームページで随時ご報告していきます。

### 組織再編を効果あるものに

毎年、県庁の組織については、変動がありますが、本年は産業振興推進部の新設をはじめとして、極めて大幅な組織再編がされました。知事は、「『実行元年』にふさわしい柔軟で機動的な『攻め』の組織づくり」と言いますが、産業振興推進部の体制を確立するために、出先の組織系統が不明確なまま配置される地域産業振興監や十分な総括がされないままに廃止される土木事務所の防災担当主任、環境分野が森林に収斂されるかのような林業振興・環境部、出先機関は福祉保健所のままで、主管部は健康政策部と地域福祉部に分割されるなど、不安を感じるものもあり、4月以降の組織の動きを注視していく必要があります。

### 費用弁償は見直しまでの間、供託

議員報酬は新年度も引き続き3万円を減額し、75万円となっています。また、坂本議員は、これまでも費用弁償について見直しを主張しており、見直しがされるまでの間は受領を拒否して、法務局に供託しております。昨年度分として35万3千円を供託し、合計76万4千円を供託しています。

## 見直し目録をめぐり、相手を選ばず、足なむらじ車庫せり

代表質問に対して、答弁された執行部の見解の主なものについて、概要を掲載してあります。答弁の一部です。詳細必要な方は、ホームページでの閲覧かご連絡を頂ければ、印刷した冊子を送付させていただきます。

### 知事の基本姿勢

#### 「ぬくもり」のある持続可能な高知型福祉をめざす

① 予算を速やかに実行し、具体化させていく過程で、「攻めとぬくもり」を県民にも実感していただけるものとする。

② 対話と実行座談会はもとより、日常業務においても、県民の方々と視線を同じくし、相手を選ばず、声なき声にも耳を傾け、聞きっぱなしにしない、対話と実行の姿勢を県庁全体で持ち続けたい。

③ 補正及び09年度の当初予算は、本県から提言した結果、例えば、地域活性化生活対策臨時交付金について、全国平均の2倍以上に及ぶ15億円の確保につながるなどの成果がある。今後も経済状況や政策ニーズを見極め、アクセルとブレーキを踏み分けていく。臨時財政対策債の償還のため

の財源は、その元利償還金相当額について、全額を後年度の基準財政需要額に算入することで、財政運営に支障が生じることのない措置がなされるものである。

④ 「高知型福祉」については、あったかふれあいセンターに代表されるが、障害者福祉サービスの資源が少ない中山間地域等におけるサービスの提供や中山間地域における集落の維持、再生のための支え合いを応援する補助事業など多様な形で「ぬくもり」の感じられる持続可能な高知型福祉をめざす。

### 産業振興計画関連

#### 徹底した県民参加で本県経済の体質向上を

① 産業成長戦略の目標は、県全体で取り組む施策の目標値や目指す姿をあらわすもの。地域アクションプラン（ＡＰ）は、個別の取り組みの成果としてあらわす目標値であり、成長戦略の目標の一部をなすもの。

② 地域ＡＰについて、県民からの新たな提案や事業化への取り組みをサポートする窓口として、産業振興推進地域本部を各地域に配置し、積極的に地域の声を拾っていく。地域Ａ

Ｐに対する県民からの相談への対応や、個別事業プランの計画づくりから、実行までをワンストップで支援していく。また、地域資源活用共有会議も立ち上げ、新たな取り組みの掘り起こしにつなげる。

③ 県内でも、派遣社員の雇いどめなどが増加することを懸念している。国では、雇用調整助成金制度について、中小企業への助成率を5分の4に引き上げるとともに、派遣労働者を助成の対象に加えるなど、制度改正を行っており、労働局と連携して、企業の雇用調整助成金の一層の利用促進と雇用の安定維持について要請活動を行う。

④ 産業振興計画の着実な実行により、本県経済の体質が高まれば、県民所得も向上し、税収の増加も期待される。そうした税収の使途については、教育や福祉の分野については、「ぬくもり」を大切に、今後も重点的な予算配分に努めたい。

⑤ 財政的支援の内容と効果の検証について、コンプライアンスや公益性の確保という視点に加えて、事業の確実性や実効性、地域への波及効果や本県産業の底上げなどの観点から、査定を厳しく審査するとともに、執行段階でも、二重のチェックをか

け、実施後のチェックも徹底したい。  
 ⑥はりまや町一宮線の整備については、直近の調査結果をもとに、今後都市圏全体の交通需要予測を行う。追手筋弥生町線から南側の区間は、この需要予測に加えて、北側区間が完成した後、10年度に実際の交通の流れを調査する。さらには、水辺を生かしたまちづくりや、高知市のまちづくりの方向性も踏まえ、整備のあり方について総合的に判断する。

**県庁組織の再編成とアウトソーシング**

**アウトソーシングのあり方は課題を踏まえて**

①組織改正においては、部局の枠を超えて、産業振興計画を推進するための再編を図った。県庁が丸となった。産業振興計画を着実に実行できるように、指導的な対応を図る。地域産業振興監は、地域アクションプランの進行管理、実行支援を行う。その際、従来からの業務とあわせて、信頼される業務の進め方を行い、農業者、林業者、漁業者や団体と県が携えて、官民共同で取り組む。  
 ②アウトソーシング（OS）の進め方は、一律に数値枠を定め、進めてきたことによる試行錯誤の結果、労働者派遣によるOS業務の見直しをするなど、幾つかの課題もある。0

Sの次期方針化の際には、行革プランを練り直す中で、成果や課題について十分に踏まえない。

OS先の労働条件の検証は、受託者の経営情報や業務に従事する方々の個人情報や業務に収集することの懸念があることも踏まえ、国との協議も重ね労働条件の検証をしたい。

**教育課題と子育て支援**

**子どもの貧困を念頭に置いた施策展開を**

①放課後改革では、放課後児童クラブや放課後子ども教室をすべての小学校区に設置し、それらの場で学習活動を強化するため、学習アドバイザーを配置するなど学習環境を充実する。また、中学生を対象とした放課後学習室では、個別指導による基礎基本の定着と家庭学習の習慣化を図り、自主学习へつなげるよう支援し、家庭の経済状況の格差によらず、子どもたちが参加できる放課後の学びの場を早急に整備する。

②高知市への緊急支援事業における中学校学力向上補助員や放課後学習支援員と、学級担任や教科担任との間には緊密な連携が必要であり、互いが自らの役割を明確に自覚し、協力体制をつくってこそ、人的配置の効果が一層高まり、生徒への学習支援も強化される。

③貧困の問題が、学力や健康、子育て環境の面で、子どもに影響を及ぼすことは、重要な課題と受けとめて

いる。県では、県立学校での授業料の減免や、奨学金の貸与、乳幼児医療費への助成や一人親家庭への支援など、経済的な理由により子どもが教育や医療を受けられないことのないよう努めてきた。来年度からは、

さらに、第3子以降で、3歳未満児の保育料の軽減や無料化への支援及び就学前の第3子以降の乳幼児医療費の原則無料化などにも取り組む。子どもを産み育てやすい高知県を実現するため、子どもの貧困の問題も念頭に置きながらの政策が必要である。

**南海地震・防災対策**

**県民参加で南海地震対策行動計画の具体化を**

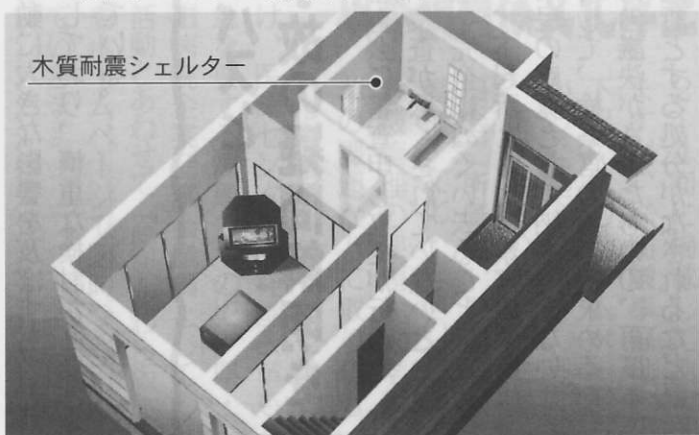
①南海地震対策行動計画は、県の組織をあげて取り組み、進捗状況については、毎年7月ごろには公表したい。また、11年度は、前期3年間の取り組み状況を検証し、後期3年間の実効性の高い取り組みや新たな課題への対応などが行えるよう計画を見直す。見直し方法は、今後具体的な枠組みを検討する。取り組みがうまく進まないものなどは、実施方法の見直しや検討チームの設置、次の

年度への予算化の調整を行うなど速やかな対応を行う。

②自主防災組織の組織化については、高知市においては、昨年7月に南海地震対策の中長期計画を定め、組織化率の目標を設定し、取り組みを進めており、県としても重点的に支援する。中山間地域では、平時の豪雨災害などの面からも組織化の必要性の周知を図るなど市町村と連携を深め、14年度末までに、自主防災組織を県内全域で組織化できるように取り組む。

③大きな揺れから命を守るためには、住宅の耐震化を図ることが基本だが、耐震化の費用を捻出することが困難

耐震シェルター俯瞰イメージ図



な場合などもあり、県民の命を守るための方法の一つとして、耐震シェルターなどの簡易な安全対策を検討する。

### 高知医療センターなど

## 善改経 善改経 善改経 経営改善は医療体制や 職員の士気に悪影響を 及ぼさない配慮を

高知医療センターは、県内の救急医療や高度医療を担い、県民の命を守る重要な役割を持った基幹病院であり、なくてはならない医療機関である。その経営改善は、高知医療センターの医療体制や職員の士気に影響を及ぼさないように十分配慮しながら、進めていく。そのための附帯決議は県としても、大変重く受けとめ、経営面や安心して提供できる医療体制の維持について、県民にリスクを負わせない形で、県としての務めを果たす。

## 救急医療 救急医療 救急医療 病状に応じた適切な医療 を受けることができる体制 の確保を

救急医療体制を維持するためには、救急医療機関が救急患者の受け入れを確実にけるよう、急性期治療を終えた患者が、回復期や維持期の医

療を担う医療機関に転院し、病状に応じた適切な医療を受けることができる体制を確保することが必要。

療養病床は、急性期医療を担う医療機関からの受け入れや在宅等で容体が急変した患者さんを受け入れる役割を担っており、その再編にあたっては、療養病床が果たすべき役割を十分考慮し、救急医療体制に影響を与えないよう、また、行き場のない入院患者を出さないよう取り組む。

### 県警察の信頼回復

## 捜査費の1.7倍増額は適正なのか

①県警捜査費は、昨年の秋以降、急激に悪化した景況の状況にかんがみ治安の悪化を懸念し、対応し得るものとして、捜査費を増額した。現実には捜査費の執行額が増加しており、捜査員が必要な捜査費を、適正かつ積極的に執行する環境が整ってきたものと認識している。

②本年4月1日から施行される取調監督制度については、捜査と監督の分離を図ることによって、取り調べの適正化に期待している。公安委員会を、取り調べの適正化に向けた施策を迅速かつ着実に進めるよう県警察を指導する。いわゆる取り調べ可視化論については、全面可視化とな

れば、取り調べの機能が大きく阻害され、被疑者の検挙や、事案の真相解明を著しく困難にするなど、捜査活動に大きな影響を及ぼすものと懸念しており、慎重な検討が必要と考

## 仁淀川町のスクールバスと

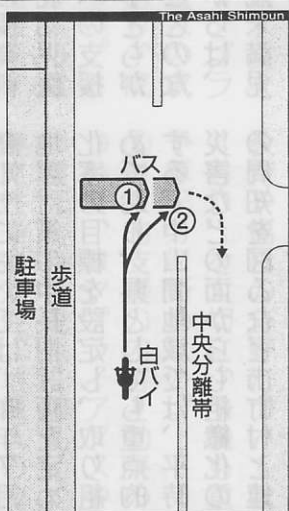
## 白バイの衝突事故の疑問解明を

2006年3月3日に、国道56号線新荒倉トンネル西春野町側で発生した仁淀川町のスクールバスと白バイが衝突し、白バイ隊員が亡くなられたという事故について、逮捕・起訴されたスクールバス運転手に下された禁固一年四ヶ月の刑を巡る事件は、真相に対するさまざまな報道などがされてきました。

この事件では、運転手側が被疑者不詳のまま証拠隠滅の疑いで地検に告訴していたが、不起訴処分となったことに対して、高知検察

### 衝突地点で 主張が対立

地点① 検察側が主張する衝突地点。バスは衝突後、急ブレーキをかける。地点②で停車したとする。



地点② 被告側が主張する衝突地点。バスは停車していたとする。